

【農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）】

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方は農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

境港市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下限面積 (別段の面積)
中海干拓地	50アール
渡町、森岡町、夕日ヶ丘2丁目 芝町、清水町、外江町、西工業団地 誠道町、美保町、高松町、竹内町、福定町、中野町、竹内団地 幸神町、麦垣町、三軒屋町、財ノ木町、佐斐神町、小篠津町、 新屋町、夕日ヶ丘1丁目	20アール
上道町、岬町、花町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、相生町、中町、末広町、本町、日ノ出町、栄町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、大正町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町、昭和町、潮見町、元町、湊町	10アール

平成23年9月13日 境港市農業委員会告示第11号

〔下限面積設定理由〕

「農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。」(農地法施行規則第20条第1項第3号)となっており、2010年農林業センサスの経営耕地面積規模別農家数の数値に基づき算定された面積を設定しています。

○農地法第3条許可事務の流れ

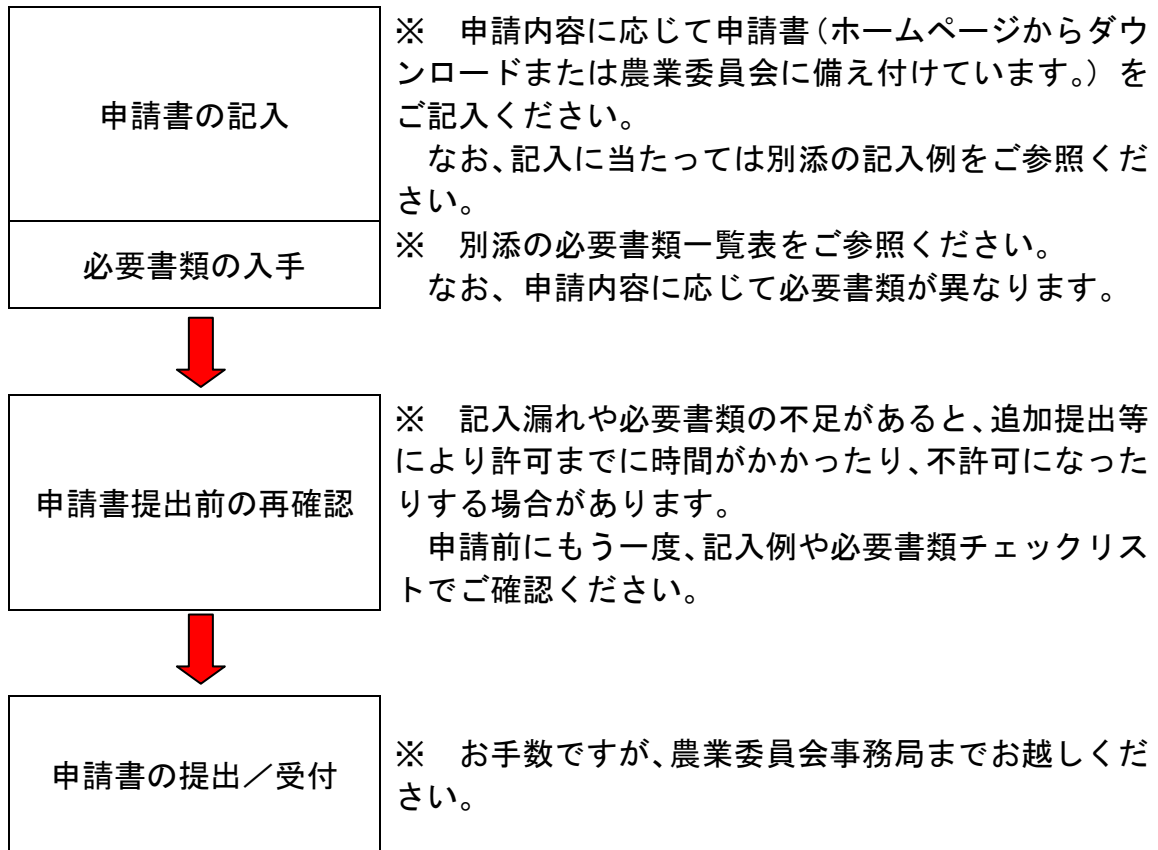
- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 境港市農業委員会では、申請書の受付〆切（毎月20日）から許可書の交付までの事務の標準処理期間を25日と定めていますが、可能な限り迅速に許可事務を進めてまいります。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

▼ 申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。
〒684-8501 境港市上道町 3000 電話 0859-47-1053





▼ 農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は25日です。）

